

1. 下水道法にもとづく

特定施設、除害施設等の届出書一覧表

	提出書類	届出を必要とする場合	届出の時期
1	特定施設設置届出書 (法第12条の3第1項)	・新たに特定施設を設置する場合 ・老朽化に伴い更新設置する場合	設置する 60日以上前
2	特定施設使用届出書 (法第12条の3第2項) (法第12条の3第3項)	・新たに特定施設となった場合 ・新たに下水道へ接続した場合	使用開始日から 30日以内
3	特定施設の構造等変更届出書 (法第12条の4)	・特定施設の構造 ・特定施設の使用の方法 ・汚水の処理の方法 ・下水の量及び水質 ・用水排水の系統 が変更となる場合	変更する 60日以上前
4	氏名変更等届出書 (法第12条の7)	・届出者の氏名・名称・住所 ・事業場の名称・所在地 が変更した場合	変更日から 30日以内
5	特定施設使用廃止届出書 (法第12条の7)	特定施設の使用を廃止した場合	廃止日から 30日以内
6	承継届出書 (法第12条8)	・届出者から地位を継承した場合 ・法人が合併し、新たな法人となった場合 ・個人企業の代表者が変更した場合	承継日から 30日以内
7	公共下水道使用開始届 (法第11条の2第1項)	次の事業場が、公共下水道へ下水を排除しようとする場合 ・排水量が最大50m ³ /日以上である工場、事業場 ・下水の水質が、排出基準値のいずれかを超える工場、事業場	あらかじめ
	公共下水道使用開始届 (法第11条の2第2項)	・特定施設を設置する工場、事業場 ※上記届出をした事業場を除く	あらかじめ
8	特定事業場管理責任者選任届 (条例第9条の4)	・特定施設の設置者が特定施設や排水処理の管理者を選任した場合	選任してから30日以内

2. 届出の方法

(1) 届出書と添付書類

書類の名称		様式等
特定施設設置届出書		様式第六 下水道法第12条の3第1項
特定施設の構造等変更届出書		様式第八 下水道法第12条の4
No	添付書類	
1	特定施設の構造及び使用の方法	別紙-1
2	汚水の処理の方法	別紙-2-1
3	処理施設の概要	別紙-2-2
4	処理前後の水量及び水質	別紙-2-2
5	下水の量及び水質	別紙-3
6	用水及び排水の系統	別紙-3
7	特定施設及び関連する主要機械・主要装置の配置	別図-1
	特定施設の設置場所	
	処理施設の設置場所	
	汚水の集水及び処理施設までの導入方法	
	汚水を公共下水道へ排除する方法	
8	特定施設の構造概要図	別図-2
9	特定施設を含む操業系統図	別図-3

(2) 届出の時期

下水道法及び門真市下水道条例にもとづく届出の種類とその時期については、「1. 下水道法及び門真市下水道条例にもとづく特定施設、除害施設の届出書一覧表」のとおりです。

(3) 受理書の交付

特定施設の設置又は構造等変更の届出書の内容が、形式的要件を満たしている場合、届出書を受理し、受理書を交付します。

(4) 実施の制限及び実施制限期間短縮

特定施設の設置又は構造等変更の工事の届出書が受理された日から60日(実施の制限期間)を経過した後でなければ着手できません。(下水道法第12条の6第1項)

ただし、届出の内容が相当であると認めるときは、実施の制限の短縮を行います。

(5) 計画変更命令

市長は、届出書類受理後、計画の内容(特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法)について、技術審査を行います。

審査の結果、その計画によれば水質基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、計画の変更(廃止も含む)を命ずることがあります。(下水道法第12条の5)

(6) 提出部数

各3部(正1部 + 副2部)

大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。

(7) 提出先

〒571-0053 門真市泉町7番23号

門真市 環境水道部 お客様センター

TEL 06-6903-2122